

公益社団法人信濃教育会職員給与規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人信濃教育会（以下「本会」という。）の職員の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会定款第47条第2項に規定する職員で常時勤務する次の区分の職員に適用する。

- (1) 使用人兼務役員としての事務局長及び事務局次長は、別に定める「報酬及び給与規程細則」を適用し、一定の割合により給与とする。
- (2) 60歳以上の任用職員（以下「特定職員」という。）
- (3) 再任用職員
- (4) 上記以外の職員（以下「一般職員」という。）

2 公益社団法人信濃教育会就業規程第2条第2項に該当する職員は、本規定は適用しない。

(給与の種類)

第3条 この規程による職員の給与の種目は、次のとおりとする。

- (1) 基本給は、俸給とする。
- (2) 諸手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(俸給及び諸手当)

第4条 特定職員の俸給は、長野県給料表（以下、「県給料表」という。）「教育職給料表(3)」を基に、支給額は会長が定める。

- 2 一般職の俸給は、県給料表「事務職給料表」を基に、支給額は会長が定める。
- 3 一般職の初任給は、学識、能力経験、年齢、業務内容等を勘案して、会長が定める。
- 4 職員の諸手当は、長野県給与条例（以下「県給与条例」という。）を基に会長が定める。

(給料の計算期間及び支払日)

第5条 給料は、毎月16日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その翌日に繰り下げて支払う。

(給料の支払と控除)

第6条 給料は職員に対し、通貨で直接その金額を支払う。

- 2 前項について、職員が同意した場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により給料を支払う。
- 3 次に掲げるものは、給料から控除する。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - (4) 職員の申し入れにより給料から控除することとした財形貯蓄の積立金及び加入団体の会費等

(昇給及び昇格)

第7条 一般職員の昇給は、原則として毎年1回行うものとする。ただし、特定職員の昇給及び昇格は行わない。

2 昇給は、職員の過去1年間における勤怠、能力及び勤務成績等により県給与条例を基に、会長が判断する。

3 職員が就業規程違反及び勤務成績が極めて不良等のときは、前項の昇給は行わない。

4 職員を昇格させるときは、その者の経験年数又は在級年数等を勘案して、会長が判断する。

(60歳を超える一般職員の給料月額)

第8条 一般職員が60歳に達した日後における最初の4月1日から適用される給料月額は県給与条例を基に、会長が定める。

(賞与)

第9条 賞与は、原則として、下記の算定対象期間に在籍し勤務した職員に対し、本会の業績等を勘案して下記の支給日に支給する。ただし、本会の業績の著しい低下その他やむを得ない事由により、支給時期を延期又は支給しないことがある。また、支払日が休日に当たる場合は、その翌日に繰り上げて支払う。

算定対象期間	支払日
12月1日から5月31日	6月30日
6月1日から11月30日	12月10日

2 支給月に在籍していない職員には、賞与の支払いはしない。

(その他)

第10条 休暇期間中の給与、退職者の給与及び賞与等、本規程に規定していない事項については、県給与条例を基に会長が当該事項を定める。

2 非常勤職員及び臨時職員等の給与については、勤務状況等を考慮し、会長が定める。

第11条 60歳以上の常勤役職員の報酬及び給与については、「報酬及び給与規程細則」で定める。

第12条 この規定の改廃は理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日より施行する。

平成11年4月1日 一部改定、平成19年4月1日 一部改定

この規程は、平成31年1月7日 職員会に提示後、1月28日に改定し、平成31年4月2日から施行する。

令和7年3月1日 一部改定、令和7年4月1日施行

令和5年7月

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく休眠預金により支払われる職員の人件費水準の公開について

公益社団法人信濃教育会

標記の件について、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づき、令和5年度案件として実施する事業について、休眠預金を原資として支払う人件費水準は次のとおりです。

月額 100,000 円 ～ 150,000 円